

財政改革推進プログラム(案)に対するご意見・ご提言(市長会・町村会)

ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
<p>1 財政改革期間が終わったあと長野県の将来がどのようになるのか県民が希望のもてるビジョンを示し、県民の理解と協力のもとに改革プログラムを推進されたい。</p>	<p>(財政改革課)</p> <p>旧来型の公共事業依存体質から脱却し、福祉・医療、環境、教育、産業・雇用など県民の目線に立ってきめ細やかな施策を展開することにより、活力ある長野県を創造します。</p> <p>また、中長期的視点から県の目指すべき方向性を検討し、現行の長期構想・中期総合計画に代わる新たな中長期ビジョンを平成15年度中に策定します。</p>
<p>2 深刻な県内経済雇用情勢に配慮し、市町村の活力を生かし県政発展に寄与する観点から、経済効果の高い事業について、新規(創設含む)、継続及び国庫補助事業を問わず積極的に実施されたい。</p> <p>(1)国直轄の事業(道路、河川、砂防等)については積極的に取り組まれたい。</p>	<p>(監理課)</p> <p>国の経済財政諮問会議の「今後の経済運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」(平成13年6月)において、「公共投資の対GDP比を中期的に引き下げていく必要がある」とされており、公共事業予算が漸減傾向にある中で、県民にとって真に必要な事業については、引き続き国に要望していきます。</p>
<p>(2)県が取り組まれなければ市町村に対する国の支援が受けられない国庫補助事業もあることから、その点について十分配慮をされたい。</p> <p>【例】育児等健康支援事業、国立国定公園公衆トイレ緊急再整備事業、補導センター・補導委員活動促進事業費補助金 等</p>	<p>(財政改革課)</p> <p>事務事業の見直しに当たっては、県と市町村の役割分担を踏まえ、より地域に密着した事業については本来市町村がそれを行うべきものの観点から、見直しを実施することとしました。県の補助が義務付けられている事業の見直しについては、経過措置を設けるなどの配慮を行っています。</p> <p>また、県の負担が義務付けられ、市町村の自主的・自律的な事業実施が妨げられないことがないよう、国に改善を提言していきます。</p>
<p>(3)県の財政負担が伴わない市町村が行う国庫補助事業については、県公共事業関係の人材確保をはじめ事業枠の確保に積極的に取り組まれたい。</p>	<p>(財政改革課)</p> <p>県の財政負担が伴わない市町村等が行う国庫補助事業については、計画策定段階での住民参加などを前提に優先的に確保することとし、県の公共事業削減率にとらわれず市町村等の要望に応じ国に対して予算要望を行います。</p> <p>また、長野モデル創造枠予算を活用して新たな公共投資を展開します。</p>

財政改革推進プログラム(案)に対するご意見・ご提言(市長会・町村会)

ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
<p>1 公共事業費(三公共) <縮小> 2 県単独事業費(三県単) <縮小></p> <p>公共三事業、県単三事業は道路、河川、交通安全施設、下水道等住民生活に密着した社会資本整備に必要な事業であり、地域住民からも強く要望されている。</p> <p>また、プログラム案による段階的削減の方針は、余りにも大きなものであり、県内経済に多大な影響を与え、雇用不安も増大すると予想され、景気の一層の低迷が懸念されるため、実施に当たっては県民や市町村の理解と合意を得て計画的に進めるべきであり、より緩やかな削減となるよう再考されたい。</p> <p>特に、県が管理する公共施設の維持管理は、県民生活の安全確保につながるので必要額は優先的に確保されたい。</p>	<p>(財政改革課)</p> <p>旧来型の公共事業依存体質から脱却し、福祉・医療、環境、教育、産業・雇用といった分野に重点を置いた新たな社会・経済システムを構築するため、平成17年度までに公共事業費を40%、県単独事業費を50%削減することとしています。県内の経済・雇用情勢への影響を勘案し、激変緩和措置を講じながら段階的に縮小することとしています。</p> <p>なお、市町村等が行う国庫補助事業については、計画策定段階での住民参加などを前提に優先的に確保することとし、県の公共事業削減率にとらわれず市町村等の要望に応じ国に対して予算要望を行います。</p> <p>また、長野モデル創造枠予算を活用して新たな公共投資を展開します。</p> <p>今後は、限られた事業費の中で、生活関連道路の整備など県民要望の強い着手済みの継続事業や維持修繕的な事業に重点的に投資を行っていきます。</p>
<p>3 公共事業等に対する県費嵩上げ補助金 <縮小></p> <p>国庫補助事業等における県費嵩上げ補助については、市町村が国庫補助事業を導入しやすいよう補助を行ってきた経過がある。</p> <p>については、市町村の事業推進に重大な影響を与えることから、継続分は現行どおりの補助率を維持するとともに、県補助金を前提に地元住民に説明がされている新規事業についても補助対象とされたい。</p>	<p>(土地改良課・農村整備課・畜産課・林業振興課・森林保全課)</p> <p>(農政部)</p> <p>国庫補助を受けて市町村等が実施する農業農村整備事業について、県では農村地域の基盤整備を促進するために、事業費の10%(農業集落排水事業は7.5%)を補助してきましたが、公共事業費および県単独事業費の見直しと同様の趣旨で、国庫補助事業等における県費の任意嵩上げ補助は、新規事業については廃止します。</p> <p>継続事業については事業主体の急激な負担増加に配慮し、平成15年度は現行どおりとし、平成16年度以降は現行の1/2としました。</p> <p>なお、市町村等が行う国庫補助事業については、計画策定段階での住民参加などを前提に優先的に確保することとし、県の公共事業削減率にとらわれず市町村等の要望に応じ国に対して予算要望を行います。</p> <p>(林務部)</p> <p>造林事業については、現行どおりの補助率を継続します。</p> <p>林道の継続事業については、事業主体の急激な負担増加を考慮し、15年度は現行どおりの補助率(10%)としますが、16年度以降は開設事業は現行の1/2(5%)とし、改良・舗装事業の県費の任意嵩上げ補助は廃止します。新規事業については開設・改良・舗装事業とも15年度から県費の任意嵩上げ補助を廃止することとしました。</p> <p>なお、市町村等が行う国庫補助事業については、計画策定段階での住民参加などを前提に優先的に確保することとし、県の公共事業削減率にとらわれず市町村等の要望に応じ国に対して予算要望を行います。</p>

ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
<p>4 小規模事業経営支援事業 <縮小></p> <p>「意欲ある起業家」等への支援は重要と思われるが、地域産業の深刻な不振が続く中、自助・自立した小規模事業者の育成・発展を図るためには経営改善普及事業の一層の充実強化が必要であり、縮小はきめ細かな支援を困難とさせる。</p> <p>商工会議所・商工会等の組織、機能をより高め、小規模事業者への相談支援体制が堅持できるようにされたい。</p>	<p>(産業振興課)</p> <p>経済環境の著しい変化などにより県内企業の不振が続いている今こそ、これまでの一律の保護的施策を転換し、自律的な小規模企業の育成強化による県内経済の活性化が重要と考えています。</p> <p>民間との役割分担を考慮して記帳関係の補助金を減額するなど総額は減少しましたが、一方で創業・経営革新への支援や職員の資質向上策を充実させるなど、経営改善普及事業の強化を図っています。</p> <p>また、新年度からは団体の活動評価に応じて補助金を配分し、用途は団体の裁量に任せる予算枠を創設するなどし、より地域に根ざした経済団体としての活動が活性化されるよう検討を進めています。</p>
<p>5 松くい虫防除対策事業補助金(被害木駆除・樹幹注入) <縮小></p> <p>森林は多様な公益的機能を有し、特に松林は地域の景観形成や観光面からも重要な役割を果たしている。</p> <p>松くい虫防除は県の的確な防除対策と地域住民、先人達の努力により被害を最小限に抑えてきたものである。</p> <p>事業の縮小は、知事の森林保全の理念と合致せず、また、森林保全、保護は治山・治水をはじめ単に一市町村の問題にとどまらず、流域全体にとっても大きな効果があるので現行事業を維持されたい。</p>	<p>(森林保全課)</p> <p>松くい虫防除対策の今までの成果と課題を踏まえて、被害地域では守るべき松林を特定し、重点的に保全するほか、被害先端地域においては、未被害地への被害拡大防止に努めるなど効率的な対策を進めます。</p>
<p>6 廃止路線代替バス運行費等補助金 <引続き見直し検討></p> <p>不採算バス路線の廃止が進み、代替バス運行の増加が見られる中、高齢者、通学児童・生徒等交通弱者のための交通手段確保は、県、市町村がともに対応すべき課題である。</p> <p>代替バス運行を市町村単独で確保・維持することは、市町村財政に大きな負担となっていることから、更新車両購入費への補助は維持するとともに、補助要件の見直しに当たっては、削減ではなく、より積極的な支援に向けた対応をされたい。</p>	<p>(交通政策課)</p> <p>バスは、県民生活にとって必要不可欠な公共交通機関であり、地域住民の最も身近な移動手段として認識しており、国や市町村と協調して財政支援を行い、バス路線の維持・確保を図っています。</p> <p>しかしながら、この事業については、補助金額が毎年増加傾向にあることなどから、更新車両の購入については、市町村において計画的に行うべきであるとして、来年度以降、補助対象外としました。なお、運行経費の欠損額については、市町村の運行実態の把握等を行った上で、市町村の財政基盤に配慮しつつ、補助要件の見直しを引き続き検討し、効率的な生活バス路線の運行を促進することとしています。</p> <p>また、平成15年度予算において、住民が参画した新たな交通計画の策定とそれに基づく試行実験を支援し、鉄道・バス・タクシー等を活用した、住民ニーズに沿った地域の新たな公共交通手段の構築を図っていきます。</p>

ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
<p>7 文化財修理・防災事業補助金 <縮小></p> <p>文化財は市町村固有の財産ではなく国民、県民共通の財産であり、文化財関係補助金は文化財保護法(昭和25年法律第214号)及び文化財保護条例(昭和35年長野県条例第43号)の趣旨徹底を図るうえで欠くことのできないものとなっている。</p> <p>文化財は適正な保存がなされなければその歴史的価値が失われ、特に国指定の文化財の修理等には多額の経費がかかる場合が多いことから、国・県・市町村が一体となって保存、活用を図るため、現行の補助制度を堅持されたい。</p>	<p>(文化財・生涯学習課)</p> <p>県費の高上げ補助につきましては、厳しい財政状況に鑑み、新規事業については廃止し、継続事業については事業主体の急激な負担増加に配慮して、補助率を平成15年度は現行どおりとし、平成16年度以降は現行の1/2とします。</p> <p>今後も、県民の文化財保護に対する意識の高揚と理解を深めるための普及啓発を進めるとともに、国や県文化財保護審議会委員からの助言を得ながら市町村等と連携を図り、文化財の適切な保存・活用を行っていきます。</p>
<p>8 中間教室推進事業 <引続き見直し検討></p> <p>社会生活の急激な変化に伴い不登校児童・生徒が年々増加し、文部科学省でも「ゆゆしい事態」と受け止めている中において、この事業は時宜にあった適切な事業であるとともに子供たちの立ち直りに大きな成果を上げている。</p> <p>個に応じた適正な指導体制を維持するには国の委託事業では実態に合わないことから県制度の維持、拡充に向けて検討されたい。</p>	<p>(教学指導課)</p> <p>現在中間教室は県内に50教室存在し、そのうち市町村が単独で設置しているものが23教室、県の委託事業によるものが19教室、県から適応指導員を派遣している教室が8教室となっております。</p> <p>県としては、現在適応指導員を派遣している8教室については順次委託事業とするよう、市町村に対してお願いをしていく予定です。</p> <p>なお不登校児童・生徒は、年々増加すると共に多様化・複雑化しており、その対応については、学校における相談体制の充実や中間教室の設置の推進、家庭支援など総合的に進める必要があります。</p> <p>このため県としては、スクールカウンセラーや民間との連携など不登校対策の一層の充実を図っていきます。</p>
<p>9 県有林所在市町村交付金 <廃止></p> <p>当該交付金の廃止に当たり、現行の県有林の市町村委託管理方式を、県の直営方式とし、県において適切な管理をされたい。</p>	<p>(林業振興課)</p> <p>県有林の市町村委託管理方式は、県と市町村とが収益を分配することを条件に、県が間伐などの事業の実施を市町村に委託するものです。</p> <p>この市町村委託管理方式を県の直営方式に移行するにあたっては、当該市町村に収益面での不利益が生じる場合もあると思われまので、当該市町村ごとに打合せ等を行い、個別に移行していきます。</p>

ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
<p>10 社会環境浄化活動促進事業費補助金 青少年育成推進員活動促進事業 補導センター・補導委員活動促進事業費補助金 <廃止></p> <p>次代を担う青少年の健全育成は、家庭、地域社会、県、市町村等が一体となって県的な立場で進めるべきものであり、3事業の廃止は当該活動の後退となりかねない。 国庫補助事業等の活用を図り、平成16年度以降も継続されたい。</p>	<p>(青少年家庭課)</p> <p>市町村との役割分担を踏まえ、平成15年度に、「社会環境づくり活動促進事業補助金」として統合し、16年度に廃止します。 地域住民、業界、行政の三者が一体となって青少年のための健全な環境づくりに取り組むための新たな方策を、青少年育成県民会議等の場で検討していきます。</p>
<p>11 警察官の削減及び警察一般管理経費 <縮小></p> <p>犯罪の量的な増加に加え、質的にも悪質、巧妙化している中、少年犯罪や来日外国人の犯罪が急増し、検挙率が低下しているため警察官の削減は時勢に逆行する。 また、中山間地域における駐在所等に同居し、警察業務に協力している家族に対する支援措置については後退することのないよう配慮されたい。</p>	<p>(警察本部会計課)</p> <p>財政改革推進プログラムに記載してある警察本部の職員数の削減については、平成14年度の警察官政令定数増に伴い警察官定数を80名増員した際に、一般職員について削減を決定したものであり、15年度から実施するものです。警察官の増員については、今後も警察庁に対し増員要望をしておりますが、政令定数の改正時にはその折りの犯罪発生状況、交通事故発生状況等を勘案の上、必要数を検討しております。 駐在所勤務員の家族に対する協力謝金については、削減幅が最小限になるよう配慮します。</p>

ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
<p>3 事務事業の見直しに当たっては、市町村と十分な調整を行い、市町村への財政転嫁がないよう十分配慮されたい。</p> <p>【例】長野県市町村教育委員会連絡協議会補助金 等</p>	<p>(財政改革課・教育委員会総務課)</p> <p>県と市町村の役割分担等を踏まえた見直しを行い、県が行うべき事業の負担を市町村に転嫁することのないよう努めていますが、今後とも個別の事務事業の見直しについて市町村と十分協議しながら進めていきます。</p> <p>長野県市町村教育委員会連絡協議会補助金については、プログラム(案)公表後に担当課が同協議会へ説明に伺い、補助金の削減に対しご理解をいただいています。</p>
<p>4 「長野モデル創造枠予算」については、経済雇用対策等新たな重点施策を具体的かつ早期に提示されたい。</p> <p>なお、国等の事業を取り入れ予算の拡充を図るとともに、市町村の行う事業と十分連携を図り、地域経済・雇用等への波及効果が上がるよう配慮されたい。</p>	<p>(財政改革課)</p> <p>「長野モデル創造枠予算」の事業内容については、平成15年度当初予算案に合わせ公表しました。</p> <p>厳しい経済・雇用情勢に対処するため、今般、2万人の雇用創出を目標とした「産業活性化・雇用創出プラン」を策定しましたが、このプランを着実に実行するため、長野モデル創造枠予算を活用し積極的に取り組んでいきます。</p> <p>事業の実施に当たっては、事業効果が上がるよう、国・市町村と十分連携を取りながら進めていきます。</p> <p>また、産業構造を転換し地域経済の活性化や雇用創出を図る市町村の取組みに対して新たに助成していきます。</p>
<p>5 継続事業については、地元同意や協力を得て、計画的に進めている事業であり、見直しに当たっては、住民の理解が得られるよう十分な説明と意見交換の場を設けられたい。</p>	<p>(政策秘書室)</p> <p>事業の見直しに際しては、現在でも説明会などを実施しておりますが、さらに住民の皆様のご理解、ご協力が得られるよう努めてまいります。</p>
<p>6 改革プログラムの実施に当たっては、県内経済への影響が大きく懸念されることから、県民と市町村の理解と合意を得ながら着実に実行すべきであり、県民や市町村財政への影響を考慮し、より緩やかな縮減となるよう4年間という短期間でなく長期的な取り組みによる財政再建を目指されたい。</p>	<p>(財政改革課)</p> <p>財政改革実施前の中期財政試算でも明らかなように、このまま何も対策を講じないと、県財政は平成16年度にも財政再建団体への転落も想定される危機的な状況に直面しており、早急な対応が必要です。このため、平成14年度から18年度までを財政改革推進期間と位置付け、財政改革に重点的に取り組んでいきます。</p>
<p>7 市町村にとって極めて影響の大きい事業は、別紙のとおりでありますので、縮小、廃止等後退しないよう十分配慮されたい。</p>	<p>別紙のとおり</p>